

下請資金繰り支援事業の要件緩和について

下請債権保全支援事業の実施を踏まえ、下請資金繰り支援事業の対象債権等について、以下のとおり要件の緩和を行う。

1. 債務者（元請建設企業）の要件緩和

発注者から直接工事を請け負っている建設企業 → 下請契約における注文者

- ・発注者から直接請け負った元請と一次下請との関係だけでなく、一次下請と二次下請の関係など回数に関係なく、下請債権を対象とする。
(ただし、元請建設企業の要件として、過去2カ年における公共事業受注実績要件は維持)。

2. 一の下請建設企業当たりの債権買取上限額（残高ベース）

下請建設企業等の規模等に応じ、1億円、3億円又は5億円

→ 下請建設企業等の規模等に応じ、3億円又は6億円

- ・買取上限額を引き上げ、下請建設企業における本事業の活用を促進する。

3. 一の下請建設企業当たりの債権買取下限額（一回の買取当たり）

原則として500万円 → 原則として100万円とし、この額を下回らない範囲でファクタリング会社が買取下限額を設定

- ・買取下限額を引き下げ、より小規模な下請建設企業における本事業の活用を容易にする。

要件緩和の通達の適用は、通達発出日からとし、その後、限度額を規定しているファクタリング会社と振興基金との協定を改訂した上で、2月下旬頃の買取から反映できる予定。